

内閣府委託調査

我が国における社会的企業の 活動規模に関する調査

報告書

平成 27 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<目 次>

第 I 章 本調査の目的・内容・結果概要.....	1
1. 調査の目的.....	1
2. 社会的企業の経済規模.....	1
3. 英国内閣府の基準による日本と英国の比較.....	3
謝辞.....	3
第 II 章 社会的企業の定義・範囲.....	4
1. 本調査における社会的企業の定義.....	4
2. 類似推計における社会的企業等の定義.....	6
第 III 章 アンケート調査対象・サンプリング・調査状況.....	9
1. 社会的企業足りえる事業所数.....	9
2. 法人形態別の推計方法およびアンケート調査抽出数.....	9
3. アンケート調査の概要.....	13
4. 組織形態別の社会的企業割合（営利法人・社団法人・財団法人）.....	14
5. 特定非営利活動法人の社会的企業割合.....	21
第 IV 章 社会的企業の規模推計.....	23
1. 推計方法・結果.....	23
2. 英国調査との比較.....	39
参考文献一覧.....	47
付論 1 アンケート調査結果.....	48
付論 2 社会的企業の基準を厳しくした場合の推計結果.....	61
付論 3 アンケート回答企業の基本的な属性の差異（サンプルセレクションバイアス）の検討.....	63
1. 一般社団法人.....	63
2. 一般財団法人.....	65
3. 公益社団法人.....	67
4. 公益財団法人.....	69
5. 営利法人.....	71
6. ウェイトバック推計について.....	73
アンケート調査票	

第I章 本調査の目的・内容・結果概要

1. 調査の目的

平成 27 年 3 月に公表された内閣府の「共助社会づくり懇談会」の報告書「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～」で示されているように、共助社会の担い手として、ソーシャルビジネスは、新たな需要、雇用、資金循環を生み出すなど、地域の活性化において重要な役割を果たしており、今後一層の成長促進と自立・発展が期待されている。

そこで本調査では、調査時点（平成 26 年）での我が国の社会的企業が経済全体に占める規模について推計を行っている。これまでも、社会的企業の市場規模については、経済産業省をはじめ、様々なところで、推計が試みられてきたものの、社会的企業の範囲や定義が異なることもあり、大きな差異が生じている。そのため、本調査では、諸外国での定義やこれまでの各種推計の定義を踏まえた上で、社会的企業に該当するための 7 つの要件を再整理している。今後も、定期的に、本定義に基づく調査を実施し、我が国の社会的企業が経済全体に占める規模について調査することとしたい。

2. 社会的企業の経済規模

我が国における社会的企業の数¹は 20.5 万社（11.8%¹）、社会的企業の付加価値額³は 16.0 兆円（対 GDP 比 3.3%）、有給職員数⁴は 577.6 万人。さらに、社会的企業の社会的事業による収益は 10.4 兆円（17.1%²）。

	企業数 (万社)	付加価値額 ³ (兆円)	有給職員数 (万人)
社会的企業	20.5	16.0	577.6
対経済全体 ⁴	11.8%	3.3%	10.3%

¹ 本調査の母集団数 174.6 万社に占める割合。詳しくは報告書 25 ページ参照。

² 社会的企業の事業収益のマクロ推計 60.7 兆円に占める割合。

³ 企業の付加価値と GDP は定義に違いがある点に留意が必要。本調査における付加価値率については報告書 28 ページを参照。

⁴ 社会的企業数は 1 の通り。それ以外は、国民経済計算（GDP・従業者数）に占める割合。

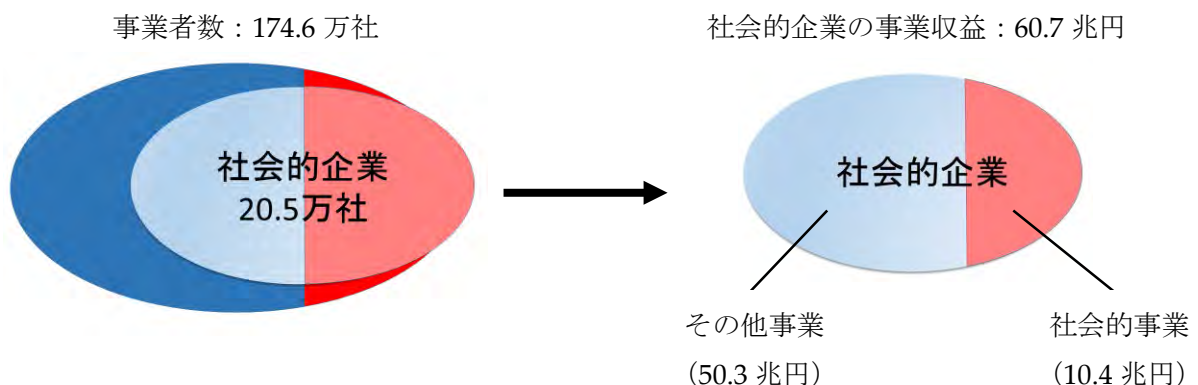
○社会的企業（社会的課題をビジネスを通じて解決・改善しようとする活動を行う事業者）の活動規模について、以下の調査を用いて推計をおこなった。

- ・調査対象：中小企業、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人
- ・調査方法：中小企業・社団法人・財団法人はアンケート調査（抽出数：10,060（回収数：1,932））、特定非営利活動法人「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」（抽出数：47,303（回収数 13,130））を利用。

○社会的企業の条件は以下の 7 つ（全て満たすもの）とした。⁵

- ①「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ②事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する（営利法人のみの条件）
- ④利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下である（営利法人のみの条件）
- ⑤事業収益の合計は収益全体の 50%以上である
- ⑥事業収益のうち公的保険（医療・介護等）からの収益は 50%以下である
- ⑦事業収益（補助金・会費・寄附以外の収益）のうち行政からの委託事業収益は 50%以下である

（参考）社会的企業と社会的事業のイメージ
（事業収益ベース）



⁵ 特定非営利活動法人については、①及び②について、全ての法人が満たしているものとした。

3. 英国内閣府の基準による日本と英国の比較

経済全体に占める社会的企業の割合は日本が 11.7%、英国は 14.4%。職員数・従業者数の割合では、日本が 13.2%、英国は 7.1%。日本の社会的企業の経済規模は、企業数や GDP といった点から英国よりもやや小さいものの、雇用に対する影響力では英国よりも大きいと考えられる。

		企業数	事業収益	付加価値額	有給職員数
日本	対中小企業全体	11.8%	13.4%	14.1%	23.3%
	対企業全体・ 経済全体	11.7%	4.4%	3.2%	13.2%
英国	対中小企業全体	14.4%	11.2%	11.4%	10.8%
	対企業全体・ 経済全体	14.4%	4.9%	3.3%	7.1%

○調査対象：中小企業（英国では、Small and Medium-sized Enterprises）

○英国内閣府⁶による社会的企業の条件は以下の 6 つ（全て満たすもの）。

- ①「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ②事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する
- ④利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下である
- ⑤事業収益の合計は収益全体の 25%以上である
- ⑥会費・寄附金・国や自治体等からの補助金の合計は収益全体の 75%以下である

謝辞

今回の調査にあたっては、山内直人氏（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）及び立福家徳氏（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）付政策企画専門職）に貴重なコメントを多くいただいた。ここに記して謝意を表したい。

なお、本報告書は内閣府委託調査「共助社会づくりの担い手の活動規模調査」の調査・研究成果である。

⁶ 英国における調査の概要及び結果は、Cabinet Office (2013) “Social Enterprise: Market Trends” に詳しい。

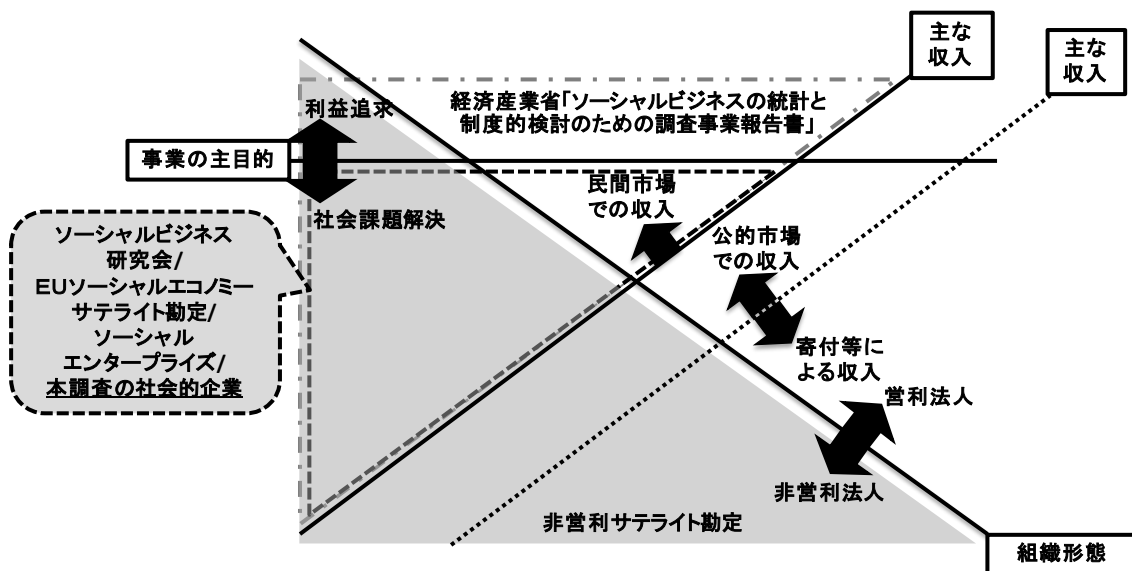
第II章 社会的企業の定義・範囲

1. 本調査における社会的企業の定義

本調査では、社会的企業を、「社会的課題をビジネスを通して解決・改善しようとする活動を行う事業者」と定義する。具体的には以下の基準に基づいて判定する。社会的企業を定義するにあたって、①組織形態、②主な収入（財やサービスの提供（ビジネス）によって社会的課題を解決しようとしているかどうか）、③事業の主目的（組織の主目的が社会課題の解決なのかどうか）から、既存の類似推計の範囲を含めて整理したものが図表1である。

今回の推計対象は、組織形態は営利か非営利かを問わず、民間市場から主な収入を得ていて、事業の主目的が社会課題の解決である事業者であるため、太点線で囲んだ吹き出し部分となる。

図表1 推計の範囲



上記図表の太点線の範囲を、より詳細な条件として整理したものが次の表である。①が社会的事業をそもそも実施しているかどうか、②～④が「事業の主目的」に関する条件、⑤～⑦は「主な収入」に関する条件である。非営利法人については、③・④は満たされていると仮定する。

図表 2 社会的企業の条件

	類型	条件	基準・アンケート設問
①	社会的 事業の 実施	「ビジネスを通じた社会的課題 の解決・改善」に取り組んでいる	問2で「1. 取り組んでいる」と回答し た事業者
②	事業の 主目的	事業の主目的は、利益の追求で はなく、社会的課題の解決である	問3で「1. とてもよく当てはまる」お よび「2. 当てはまる」と回答した事業 者
③		利益は、出資や株主への配当で はなく、主として事業に再投資 する (営利法人のみの条件)	問5で「1. とてもよく当てはまる」お よび「2. 当てはまる」と回答した事業 者
④		利潤のうち出資者・株主に配当 される割合が一定以下である (営利法人のみの条件)	問6で50%未満とした事業者
⑤	主な 収入	事業収益の合計は収益全体の一 定割合以上である	問7で「事業収益／収益合計」が50%以 上の事業者 (財団法人でその他収益(財産所得)が 大きい場合を加味してこうした基準を採用)
⑥		事業収益のうち、公的保険(医 療・介護等)からの収益は一定割 合以下である	問7で「公的保険サービス(医療・介護 等)からの収益／事業収益」が50%以下 の事業者
⑦		事業収益(補助金・会費・寄附 以外の収益)のうち、行政からの 委託事業収益は一定割合以下で ある	問7で「うち行政からの委託事業収益/ 事業収益」が50%以下の事業者

2. 類似推計における社会的企業等の定義

(1) EU「ソーシャルエコノミーサテライト勘定」

EUでは、ソーシャルエコノミーサテライト勘定（SNAに準拠する形でソーシャルビジネスの経済規模等を推計するための勘定、以下ソーシャルエコノミーサテライト）のハンドブック（CIRIEC（2006）“Manual for Drawing up the Satellite Accounts of Companies in the Social Economy: Co-operatives and Mutual Societies”）を作成している。ソーシャルエコノミーサテライトにおけるソーシャルエコノミーの定義は以下の通りだが、ビジネスを通じて社会的課題に取り組んでおり、民主的な意思決定システムを有している民間組織がその対象となる。

【EUにおけるソーシャルエコノミーの定義】

民間組織で、公的に組織された企業（enterprises）で、自己統制的で、メンバーシップの自由を持っており、財・サービスの生産によって市場経済を通じてメンバーにニーズを充足し、意思決定権や利益分配権は、拠出している資本の量や利用料に依存せず、メンバーがすべて1票を持ち、もしくはすべてのイベントが民主的・一般参加型に行われる。

ソーシャルエコノミーの条件をより詳細に書き出したものが、以下の「ソーシャルエコノミーが有する共通の特徴」である。

【ソーシャルエコノミーが有する共通の特徴】

- a. ソーシャルエコノミーは民間組織であり、公的部門の一部ではなく、公的部門のコントロール下にはない。
- b. 公式に組織されており、通常、法人格を有している。
- c. 自己統治権を有している。
- d. メンバーシップの自由を有している。言い換えると、メンバーシップへの参加を強制されない。
- e. 利益や剰余金の分配は、資本金の拠出額や支払った料金には比例しない。
- f. ソーシャルエコノミーは個人・家計・家族のニーズの充足を目指しており、資本の組織ではなく人々の組織である。ソーシャルエコノミーは資本その他の資金源を活用するが、資本のために活動をするのではない。
- g. ソーシャルエコノミーは民主的な組織を有している。

なお、セルビアではEUのソーシャルエコノミーサテライト勘定ハンドブックに即した形で、自国のソーシャルエコノミーの経済規模を推計している。

(2) 英国「ソーシャルエンタープライズ」

英国内閣府は、「ソーシャルエンタープライズ」の規模を調査している⁷。規模推計は、ビジネス・イノベーション・職業企業省 (BIS: Department for Business, Innovation and Skills) が隔年で実施している Small Business Surveys に基づいて行われている。2012 年調査では、電話インタビューによって 5,723 企業の回答を得ている⁸。英国内閣府は、以下の基準を満たす中小企業者をソーシャルエンタープライズ (SE) に分類している。

- ① 事業者が自らを SE だと認識している
- ② 所有者や株主に支払う配当は利益の 50%以下である
- ③ 補助金や寄附からの収入は 75%以下である
- ④ (従って) 事業 (trading) からの収入が 25%以上である
- ⑤ 「社会課題・環境問題解決が事業の主たる目的であり、利益は主として所有者・株主への配当ではなく、事業やコミュニティに再投資される」という設問に対して、「とてもよく当てはまる (very good fit)」（もしくは「当てはまる (good fit)」) と回答した事業者⁹

以上の基準に基づいて SE の規模を推計したものが図表 3 である。上述の⑤については、「とてもよく当てはまる」という事業者のみを SE とした推計と、「当てはまる」という事業者までを SE とした推計が行われている。事業者数で見ると、前者では中小企業の約 6% 程度が SE であり、後者の基準では約 14% が SE となる。

図表 3 SE の規模

	中小企業全体	SE事業者	
		「とてもよく 当てはまる」 基準	「当てはまる」 基準
事業者数	4,787,650	283,500	688,200
雇用をしている事業者数	1,230,395	70,000	179,500
従業者数	-	723,200	1,532,700
売上高(百万£)	-	54,900	162,800

(出所) Cabinet Office (2013) "Social Enterprise: Market Trends"

⁷ Cabinet Office (2013) "Social Enterprise: Market Trends"

⁸ 内訳は、イングランドが 3,444、スコットランドが 1,002、ウェールズが 765、北アイルランドが 512。

⁹ 英国では、2つの基準で SE の規模を公表している。

(3) 経済産業省「ソーシャルビジネス研究会」

経済産業省は、2007年に「ソーシャルビジネス研究会」を組成し、翌2008年に「ソーシャルビジネス研究会報告書」を公表している。報告書では、①我が国におけるソーシャルビジネス（SB）の現状、②今後SBが発展していく上での課題、③これらの課題の解決策を整理している。当該「ソーシャルビジネス研究会」では、社会性、事業性、革新性を満たすものをSBとして定義している。

「ソーシャルビジネス研究会」では一般およびSB商品・サービス利用者に対する意識調査（インターネット調査）を行い、SB商品・サービスの利用額について拡大推計を行うことでSBの市場規模を計測している（需要側からの推計）。推計の結果、日本におけるSBの市場規模を2,400億円と推定している。また、潜在的利用者が新たにSB商品・サービスを利用した場合、市場規模は2.2兆円になるとしている。

(4) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」

三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、2010年に「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」を公表している。そこでは、事業者に対して「社会的課題をビジネスを通して解決しようとしている」かをアンケート調査で質問し、それに該当する事業者をSB事業者として定義している。その結果、SB事業の市場規模は34～81兆円という結果を得ている。

(5) 非営利サテライト勘定¹⁰

非営利セクターに関しては、各国政府が作成している国民経済計算体系（SNA）のサテライト勘定の1つとして、非営利セクターに関するサテライト勘定を作成することが提唱され、国連がハンドブックを作成している。非営利団体とは、利潤非分配の制約下で活動する団体であり、さらに、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体であるとされる。

ハンドブックでは、非営利団体（NPI）の作業上の定義として、以下の5つの構成要素を持つ組織を、NPIとしている。上述のソーシャルエコノミーアカウントにおけるソーシャルエコノミーの定義と重複が多いことが分かる。

- ① 組織であること
- ② 営利を目的とせず、利益を分配しないこと
- ③ 制度的に政府から独立していること
- ④ 自己統治的であること
- ⑤ 非強制的であること

¹⁰ 非営利サテライト勘定について詳しくは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「非営利サテライト勘定に関する調査研究 報告書」2006年3月を参照。

第 III 章 アンケート調査対象・サンプリング・調査状況

1. 社会的企業足りえる事業所数

「平成 24 年経済センサス活動調査」では、会社が約 284 万事業所、民間非営利団体が 22.5 万事業所となっている。民間非営利団体のうち、法人に限定すると約 20 万事業所となる。

図表 4 産業別・組織形態別の団体数

産業 コード	産業	事業所数(所)		
		(法人)会社	(法人)会 社以外の 法人	法人でな い団体
A～R	全産業(S公務を除く)	2,839,291	378,732	30,908
820	管理, 補助的経済活動を行う事業所	171	7	0
821	社会教育	910	2,151	343
840	管理, 補助的経済活動を行う事業所	1	6	0
842	健康相談施設	404	599	44
850	管理, 補助的経済活動を行う事業所	162	139	0
851	社会保険事業団体	0	2,302	0
853	児童福祉事業	2,723	18,065	1,613
854	老人福祉・介護事業	32,697	34,750	288
855	障害者福祉事業	752	15,384	244
859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	164	5,112	209
870	管理, 補助的経済活動を行う事業所	0	122	0
872	事業協同組合(他に分類されないもの)	0	1,459	0
931	経済団体	0	16,843	4,130
932	労働団体	0	2,669	2,899
933	学術・文化団体	0	849	138
939	他に分類されない非営利的団体	0	13,709	7,080
94	宗教	0	90,004	1,366
950	管理, 補助的経済活動を行う事業所	4	0	5
951	集会場	535	1,221	783

民間非営利団体



22.5万事業所

(出所) 総務省「平成 24 年度経済センサス活動調査」

2. 法人形態別の推計方法およびアンケート調査抽出数

法人形態別の母集団数、アンケート調査サンプル抽出数、規模推計方法を整理したものが次の表である。本調査において社会的企業の候補とするのは、営利法人(株式会社・有限会社等)、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人とする¹¹。このうち、特定非営利活動法人については、内閣府「平成 25・26 年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」において、法人別の収入内訳や従業者数、活動分野について把握可能であるため、アンケート調査の対象からは除外する¹²。そのためアンケート調査の対象は、営利法人、財団法人、社団法人とする。財団法人と社団法人は、それぞれ 2,000 社ずつ抽出する¹³。営利法人は、中小企

¹¹ 今回の推計からは消費生活協同組合は除外した。なお、消費生活協同組合については、厚生労働省「消費生活協同組合(連合会)実態調査」から供給・利用事業事業高や常勤実数について把握可能である。

¹² 特定非営利活動法人の場合、「事業の主目的」に関する条件は満たされているものと仮定する。

¹³ 公益法人 information の公益法人の統計(資料)から、財団法人および社団法人の職員

業基本法上の中小企業を調査対象とする。また三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」では、図表 6 で示しているように、社会的企業である割合はサービス業の方が高いため、サービス業を重点的に調査を行う。具体的には、「不動産業」「飲食店、宿泊業」「医療、福祉」「教育、学習支援業」「サービス業（他に分類されないもの、複合サービス業を含む）」「その他産業（製造業等を含む）」から、それぞれ 1,000 社ずつ（実際は予備を含めて 1,010 社ずつ）抽出し、アンケートを実施する。

なお、医療法人や社会福祉法人についても、上記で定義した社会的企業の条件に合致する可能性があるが、前者については収入の大部分が公的保険の範囲内のサービス供給からもたらされると考えられる点と、非営利サテライト勘定に準拠した推計方法によって規模推計が可能である¹⁴点を踏まえて、アンケート調査の対象からは除外する。後者については収入の大半が政府からの補助金であるため、本調査の推計からは除外する。

具体的なサンプリング方法は以下の通りである。営利法人については、民間企業のデータベースから中小企業基本法上の中小企業を対象に、業種別にランダム抽出を行った。公益財団・公益社団については、公益法人 information「平成 25 年『公益法人に関する概況』」（2013 年）の集計に用いたデータ（リスト）から、ランダムにそれぞれ 1,000 件抽出した。

一般社団法人・一般財団法人については、法人リストは直接的には得られないため、以下の手順で、対象可能性がある団体をリスト化した。

- ・ 制度変更の初期の時点のデータにおいては、将来的に一般社団法人・一般財団法人になりうる対象団体が網羅されていると考え、「平成 22 年度特例民法法人年次報告データ」¹⁵（2010 年度）を基本リストとして利用。その上で、以下の整理を実施。
 - 1) 2010 年度データ以降に住所等が変更されている可能性を考慮して、「平成 25 年度特例民法法人年次報告データ」（2013 年度）においても、同名の団体として記載があれば、そちらに住所データを置き換え。
 - 2) 1) の置き換えをした上で、上記の公益社団、公益財団に移行した団体を除外。
 - 3) その上で、一般社団法人、一般財団法人それぞれ 1,000 件を抽出。

数、事業目的、事業類型、寄附金額、公益目的事業費用額、公益目的事業収入額等は把握できるため、財団法人および社団法人の活動規模を把握することができる。ただ図表 2 に基づいて社会的企業かどうかを判別することは難しい。

¹⁴ 社会福祉法人は内閣府「民間非営利団体実態調査」の「社会サービス」等に該当する法人から推計している。

¹⁵ 本リストの中には、解散を選択した特例民法法人が含まれることに留意が必要である。

図表 5 法人形態別の母集団数およびサンプル抽出数

法人形態	母集団					サンプル抽出	
	母集団 (社)	常用 雇用者数 (万人)	1社当たり 常用 雇用者数 (人)	母集団の 時期	母集団の 法人数の 出所	サンプル 抽出数 (社)	発送リスト 抽出名簿
中小営利法人合計	1,677,949	2,138	12.7	2012年	平成24年 度「経済セ ンサス活 動調査」 (「平成26 年度中小 企業白書」 による再編 加工)を平 成25年度 「中小企業 実態基本 調査」の従 業員規模 別の母集 団企業数 割合で分 割	6,060	民間企業 データ ベース
合計	不動産業	169,360	56	3.7		1,010	
	飲食店、宿泊業	98,097	162	16.8		1,010	
	医療、福祉	28,077	50	20.5		1,010	
常勤有給 職員 20人以下	教育、学習支援業	15,446	25	18.2		1,010	
	サービス業(その他)	788,511	1,074	15.6		1,010	
	その他産業	578,458	771	15.3		1,010	
	不動産業	149,808					
	飲食店、宿泊業	96,018					
常勤有給 職員 21人以上	医療、福祉	24,562					
	教育、学習支援業	13,512					
	サービス業(その他)	689,789					
	その他産業	504,208					
	不動産業	19,552					
常勤有給 職員 21人以上	飲食店、宿泊業	2,079					
	医療、福祉	3,515					
常勤有給 職員 21人以上	教育、学習支援業	1,934					
	サービス業(その他)	98,722					
その他産業	74,250						
社団法人・財団法人	20,729			2014年 (ただし 新規に 設立された 一般法人 は含まな い)	内閣府 (2014)「公 益法人制 度改革の 進捗と成果 について」	4,000	公益法人 information
合計	公益社団法人	3,967				1,000	
	公益財団法人	5,083				1,000	
常勤職員 9人以下	公益社団法人	3,025					
	公益財団法人	3,088					
常勤職員 10人以上	公益社団法人	942					
	公益財団法人	1,995					
一般社団法人	7,281					2,000	
一般財団法人	4,398						
特定非営利活動法人	47,541	15	3.1	2014年	内閣府	-	-
合計	1,746,219						

図表 6 SB 事業者割合

(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」)

業種	母集団数	発送数	有効 回答数	SB事業者数		SB事業者割合	
				合計	自主事業 収入 50%以上	合計	自主事業 収入 50%以上
農・林・漁業	15,318	462	97	21	2	21.6%	2.1%
鉱業	2,144	448	51	4	0	7.8%	0.0%
建設業	490,127	464	83	8	0	9.6%	0.0%
製造業	459,470	464	97	7	1	7.2%	1.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	652	415	156	20	5	12.8%	3.2%
情報通信業	35,713	463	42	7	1	16.7%	2.4%
運輸業	78,819	464	61	6	0	9.8%	0.0%
卸売・小売業	1,121,432	464	54	8	1	14.8%	1.9%
金融・保険業	41,968	463	73	7	3	9.6%	4.1%
不動産業	288,954	464	50	11	2	22.0%	4.0%
飲食店、宿泊業	650,195	464	25	8	0	32.0%	0.0%
医療、福祉	262,854	464	64	24	5	37.5%	7.8%
教育、学習支援業	125,776	464	48	20	6	41.7%	12.5%
複合サービス事業	15,581	462	17	4	1	23.5%	5.9%
サービス業(他に分類されないもの)	886,279	464	126	25	4	19.8%	3.2%
その他	15,318	462	134				
無回答			25				

(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」より作成。

(図表注) 発送数や事業者数には営利法人・非営利法人の双方を含む。「SB 事業者数」および「SB 事業者割合」は、アンケート回答者に占めるソーシャルビジネス事業者数・割合である。「自主事業収入 50%以上」は、自主事業収入 50%以上という条件を加えた時のソーシャルビジネス事業者数・割合である。「SB 事業者割合」の「合計」の下線は、20%以上の数値を表しており、「自主事業収入 50%」の下線は 5%以上の数値を表している。

3. アンケート調査の概要

アンケート調査票は2015年1月17日（土）に発送した。回収はインターネットのウェブページへの回答を基本としたが、希望する団体には郵送およびFAXでの回答をお願いした。回収は2015年2月20日（金）で締め切った。

回収状況は以下の通りである。住所不明等による返送分を除くと、営利法人の発送数は5,880通、非営利法人の発送数は3,719通であり、回収数はそれぞれ658通、1,274通である。そのため、営利法人の回収率は11.2%、非営利法人の回収率は34.3%となり、全体の回収率は20.1%となっている。

図表 7 アンケートの回収状況

	発送数	住所不明等による返送分	有効発送数	回収数	回収率
営利法人	6,060	180	5,880	658	11.2%
非営利法人	4,000	281	3,719	1,274	34.3%
合計	10,060	461	9,599	1,932	20.1%

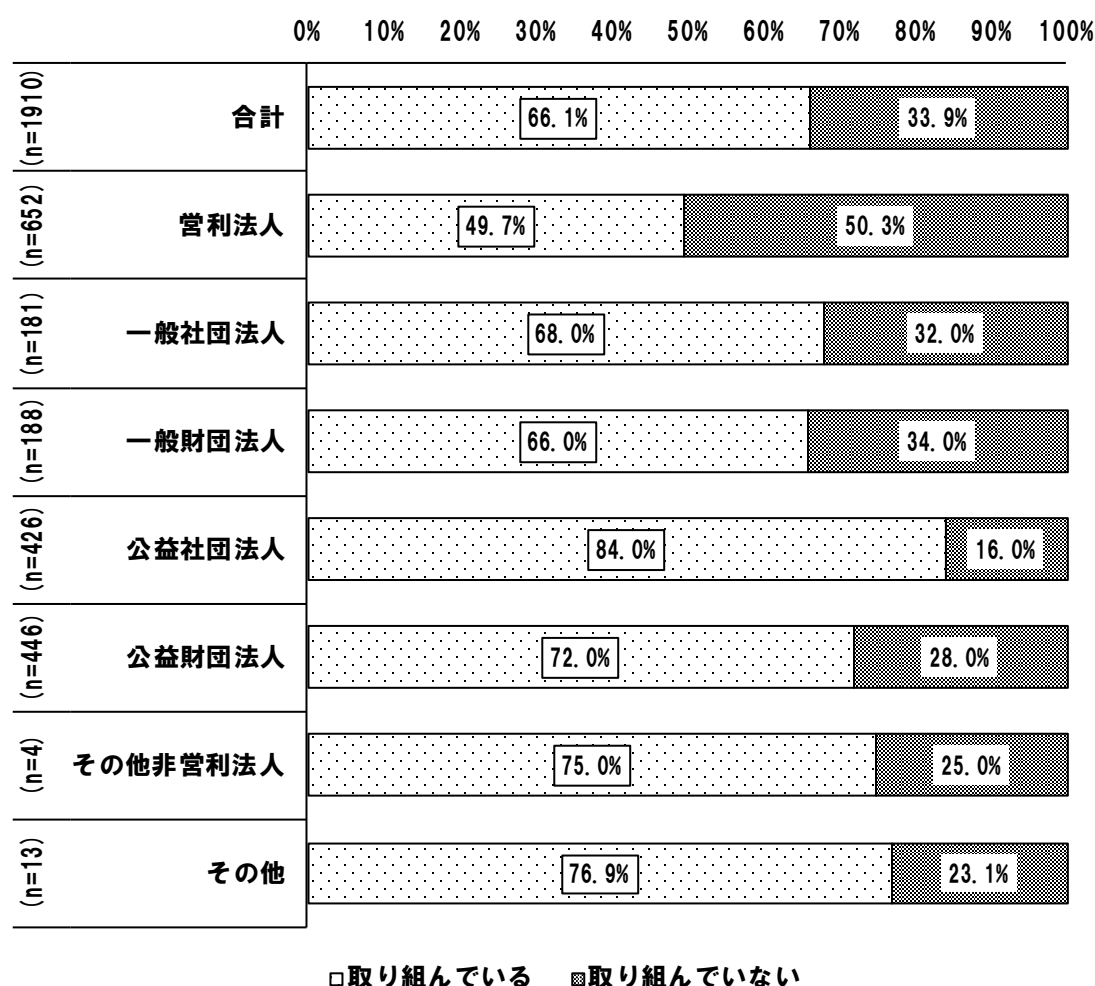
4. 組織形態別の社会的企業割合（営利法人・社団法人・財団法人）

(1) 社会的事業への取組有無

社会的事業への取組有無をみると、営利法人でも約半数（49.7%）の企業が社会的事業に取り組んでいる。

非営利法人については、公益社団法人および公益財団法人で、社会的事業への取組割合がそれぞれ 84.0%、72.0%と高くなっており、特に公益社団法人では高い。一方、一般社団・財団法人については社会的事業への取組割合はそれぞれ 68.0%、66.0%となっている。

図表 8 問2 社会的事業への取組有無

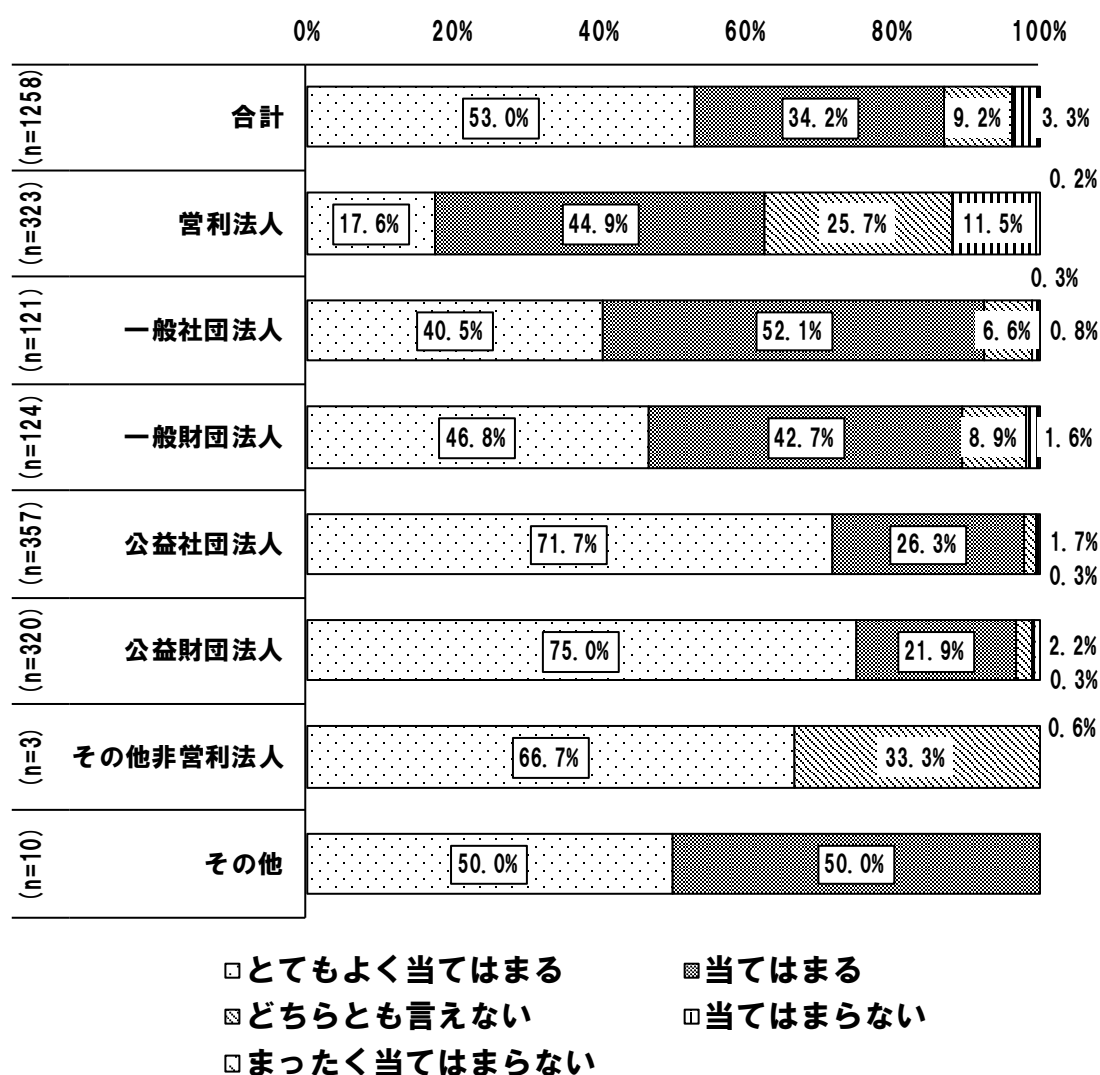


(図表注) グラフ内の囲み数値は、社会的企業に該当する回答を示している。以下同様。

(2) 利益追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的か

利益の追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的かという質問について、「とてもよく当てはまる」および「当てはまる」の合計をみると、営利法人では62.5%（「とてもよく当てはまる」17.6%、「当てはまる」44.9%）となっている。社団法人、財団法人では、一般、公益いずれも割合が高くなっており、特に公益社団法人、財団法人ではそれぞれ98.0%、96.9%となっている。一般社団法人、財団法人ではそれぞれ92.6%、89.5%の事業者が、「とてもよく当てはまる」もしくは「当てはまる」と回答している。

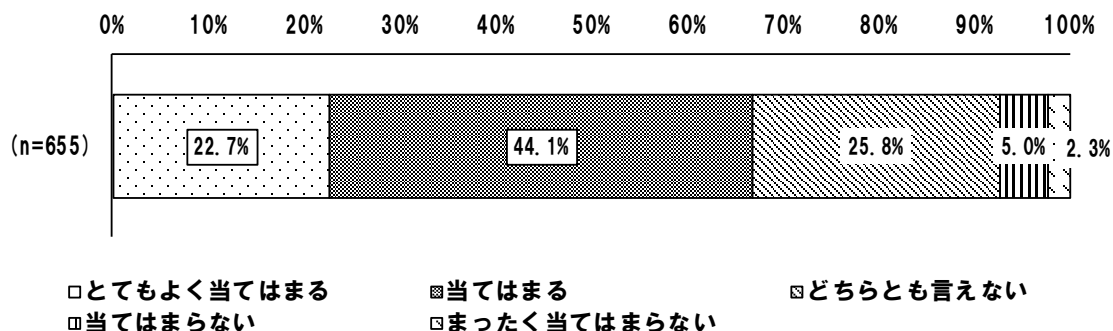
図表 9 問3 利益追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的か



(3) 利益は配当よりも主として事業に再投資するか（営利法人のみ）

営利法人について、「利益は配当よりも主として事業に再投資するか」と尋ねたところ、「とてもよく当てはまる」（22.7%）と「当てはまる」（44.1%）の66.9%だった。おおよそ3分の2の営利法人は、利益を事業に再投資していることが分かる。

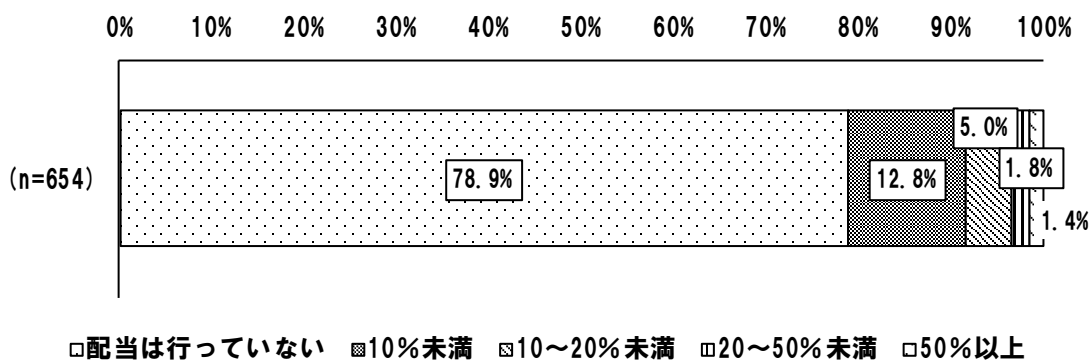
図表 10 問5 利益は配当よりも主として事業に再投資するか（営利法人のみ）



(4) 出資者・株主への配当割合（営利法人のみ）

営利法人について、出資者・株主への配当割合を尋ねると、「配当を行っていない」という回答が78.9%で圧倒的に高くなっている。配当割合50%未満は98.6%に達する。

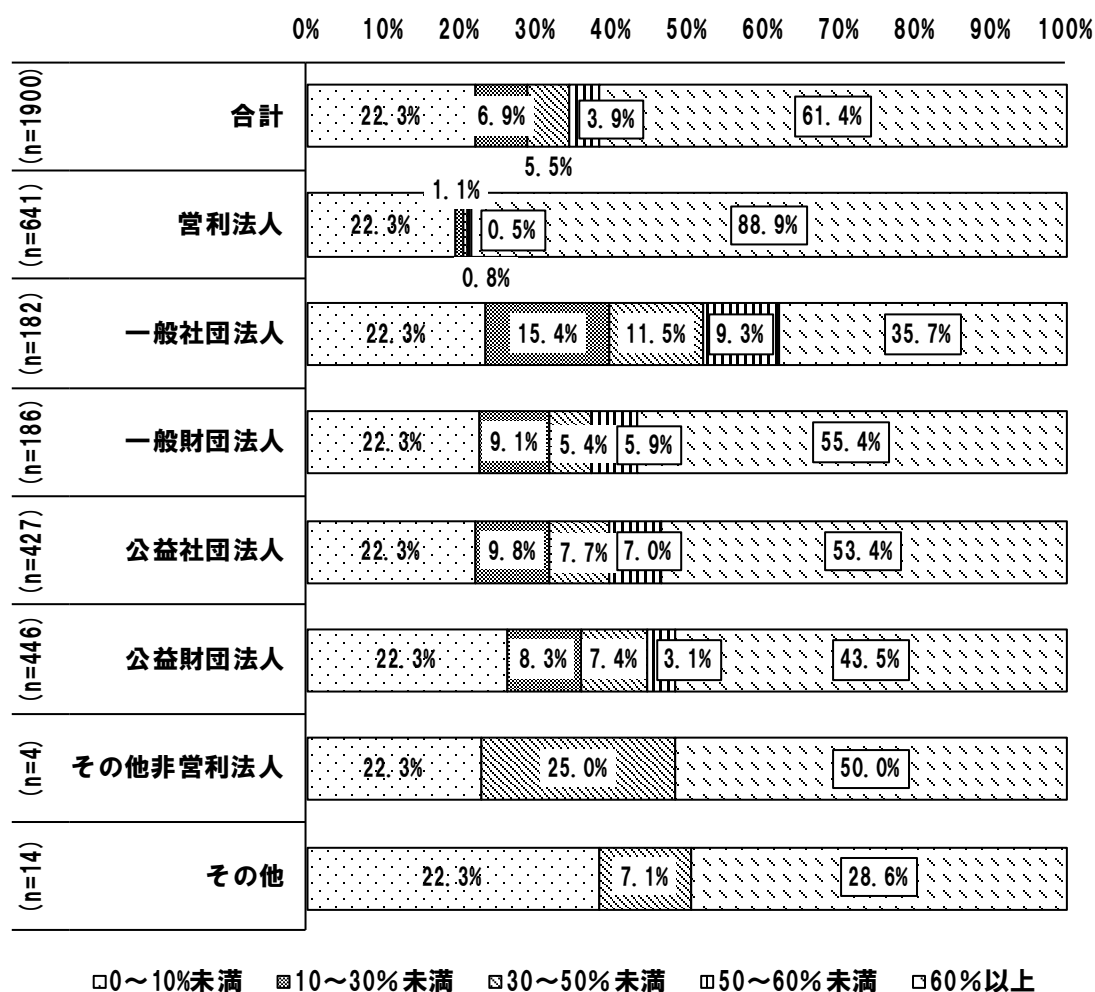
図表 11 問6 出資者・株主への配当割合（営利法人のみ）



(5) 収益全体に占める事業収益の割合

収益全体に占める事業収益の割合を組織形態別にみると、営利法人の場合、50%以上が89.4%に達する。社団法人、財団法人についてみると、一般社団法人：45.1%、一般財団法人：61.3%、公益社団法人：60.4%、公益財団法人：46.6%となっており、一般社団法人、および公益財団法人での割合がやや低いことが分かる。

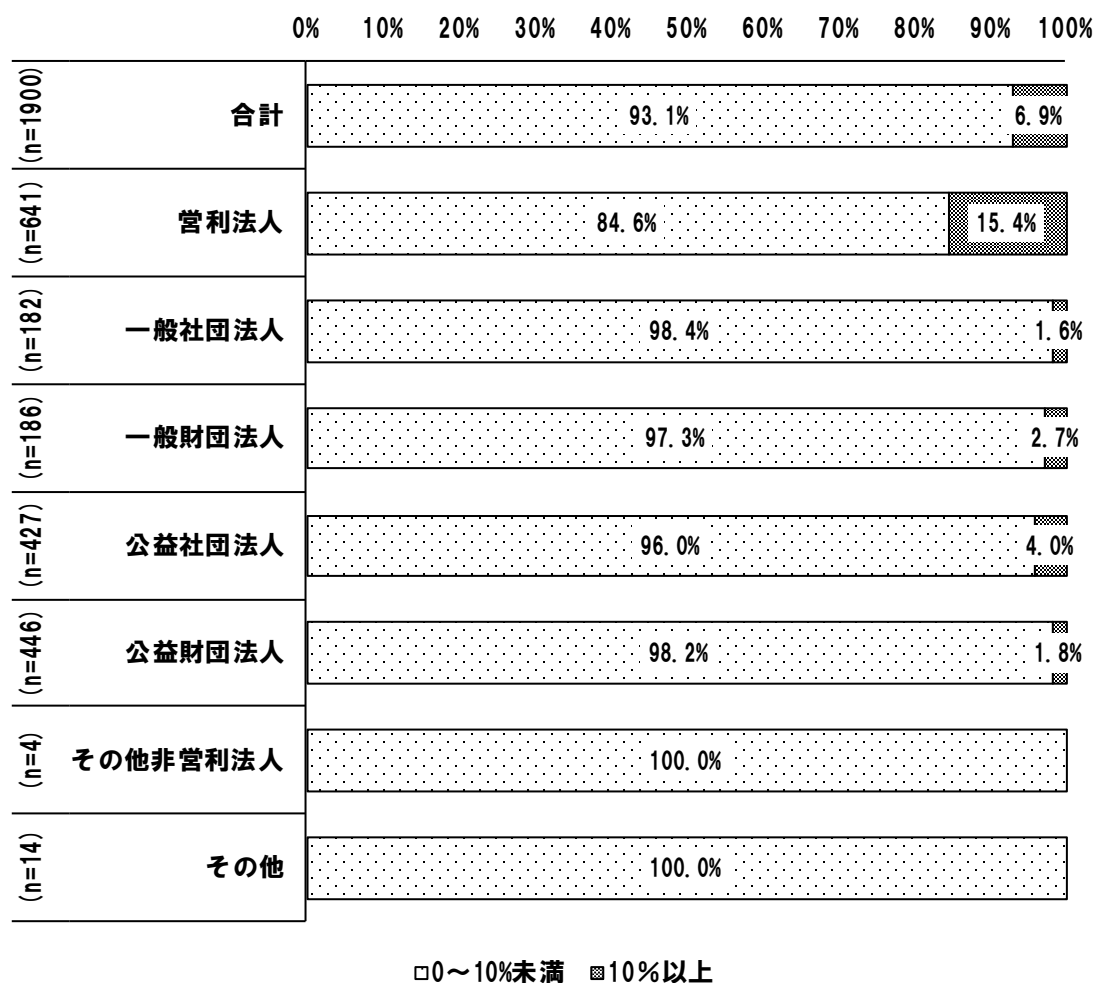
図表 12 問7 収益全体に占める事業収益の割合



(6) 事業収益に占める公的保険からの収益の割合

事業収益に占める公的保険からの収益割合をみると、営利法人は「10%以上」が15.4%となっているが、全体に「10%未満」の事業者が大半を占めている。

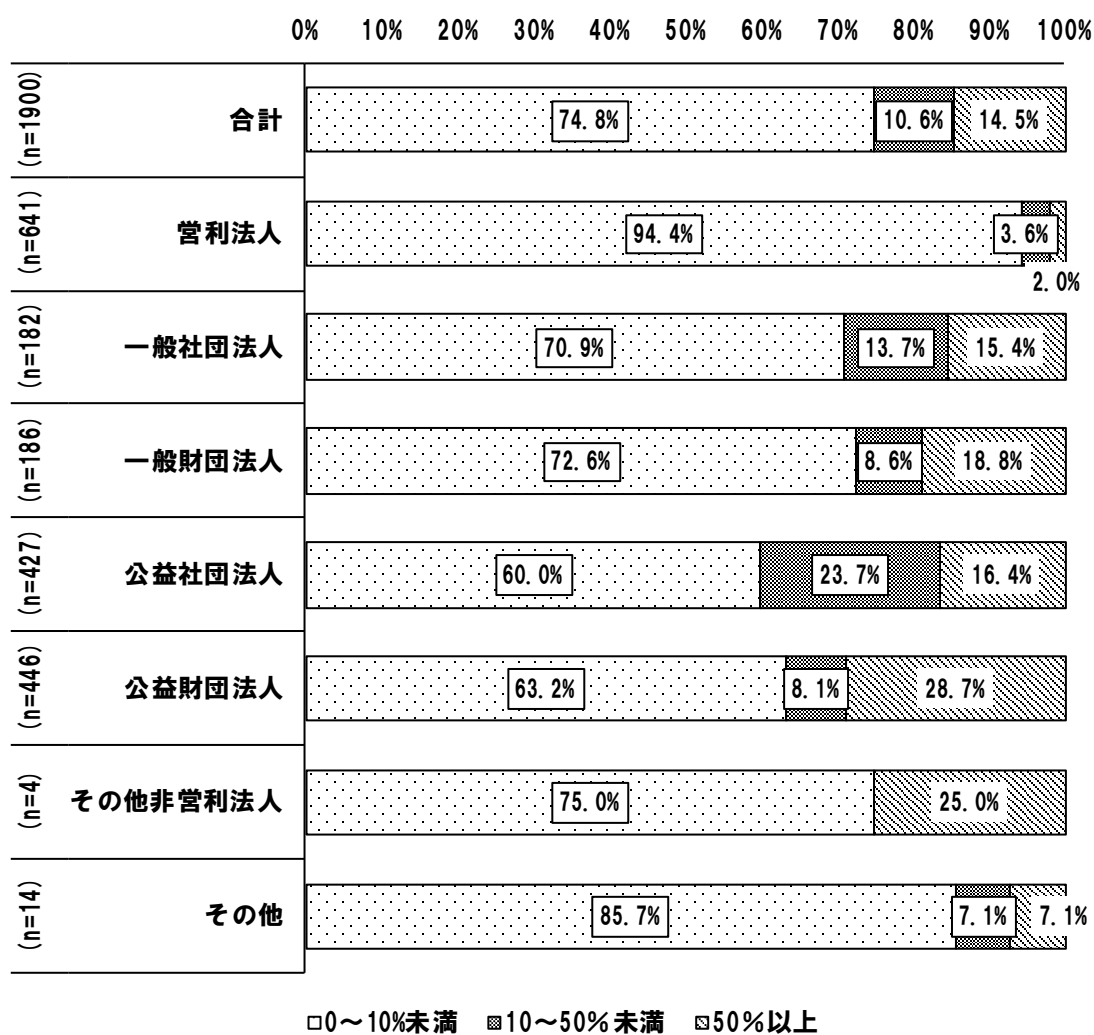
図表 13 問7 事業収益に占める公的保険からの収益の割合



(7) 事業収益に占める行政からの委託事業収益の割合

事業収益に占める行政からの委託事業収益の割合をみると、すべての組織形態で 10%未満という回答が多くなっている。50%未満と回答した事業者の割合をみると、営利法人は 98.0%、一般社団法人は 84.6%、一般財団法人は 81.2%、公益社団法人は 83.6%、公益財団法人は 71.3%となっている。

図表 14 問7 事業収益のうち行政からの委託事業収益の割合



(8) 社会的企業の割合

図表 2 で示した社会的企業の条件に従って、組織形態別に社会的企業の割合をみると、営利法人で 16.4%、一般社団法人で 22.8%、一般財団法人で 24.5%、公益社団法人で 40.5%、公益財団法人で 18.8%となっている。

図表 15 社会的企業の割合

